

目白フィルハーモニー管弦楽団 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防 止ガイドライン

2021年4月1日
目白フィルハーモニー管弦楽団幹部一同

第1版：2021年4月1日

第1	<u>はじめに</u>	2
第2	<u>練習における方針</u>	2
	1. <u>練習の対策</u>	2
	2. <u>健康管理</u>	2
	3. <u>活動における注意点</u>	2
	4. <u>衛生管理</u>	2
	5. <u>団員の感染が疑われる、または感染した場合</u>	3
第3	<u>演奏会当日における方針</u>	4
	2021年7月頃公開予定	
	<u>〈附則〉</u>	4

第1 はじめに

目白フィルハーモニー管弦楽団（以下、MP0）では、4月以降集合しての活動を行うにあたり、団員は以下のガイドラインの内容を遵守する。

本ガイドラインはその時点で得られる感染症に関する知見や社会の状況に合わせ適宜改定を行う他、演奏会ごとに見直しを行う。適用期間は新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでとする。

第2 練習における方針

1. 練習の対策

- (1) 練習には感染症対策が公開されている施設を使用する。
- (2) 施設が利用人数の制限を設けている場合は参加人数の制限を行う。
- (3) 使用施設の使用上のルールを確認し、必要に応じて事前に参加者に周知する。
- (4) 活動日ごとに氏名と緊急連絡先からなる参加者名簿を作成し、求めがあった場合速やかに提出出来るようにする。

2. 健康管理

- (1) 活動日の朝に検温を行い、フォームにて報告する。
- (2) 発熱（平熱より1度以上高い場合）、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害等新型コロナウイルス感染が疑われるような症状がある場合は自宅待機を行う。保健所やかかりつけの医師等から活動の許可が出るまでは自宅待機を継続しなければならない。
- (3) 濃厚接触者もしくはそれと同等の場合も自宅待機をしなければならない。
- (4) 日頃から「マスクなしでの三密状態」などの、新型コロナウイルス感染症に感染しやすい状況での活動を可能な限り控える。
- (5) 全団員は厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をダウンロードする。

3. 活動における注意点

- (1) 混雑した時間帯の公共交通機関の利用はなるべく避けるようにする。
- (2) やむを得ず複数人で移動する場合、移動中の会話は控える。
- (3) マスクを必ず着用する。特に公共交通機関を利用する際は必須。
- (4) ミーティングは最小限にとどめ、連絡にはポータルサイトやLINEを用いる。
- (5) 練習前後の会食や飲み会は控える。

4. 衛生管理

- (1) 楽器・楽譜の貸し借りは禁止（ただし、団が準備したものは除く）。
- (2) 練習においてもマスクを着用を徹底する（ただし、演奏の弊害にならないものについてのみ）。

- (3) 練習においては、ソーシャルディスタンスを意識した配置を行う。
- (4) 手洗いまたは手指のアルコール消毒およびうがいはこまめに行う。
- (5) 使用施設でドアノブや譜面台などの設備に使用するための消毒用品を用意する。参加者1人1人も可能な限り消毒用品を用意し、必要に応じ使用する。なお本ガイドラインで手指以外の部分について消毒すると記載している場合は、原則としてアルコール消毒液を染み込ませたペーパータオルまたはアルコール消毒機能を持つウェットティッシュなどで消毒する部分を拭くものとする。
 - ア 譜面台については、施設の状況によって持参となる場合がある。施設のものを使用する場合はその都度譜面を置く場所やねじなどの手で触れる部分の消毒を必ず行う。椅子に関しても、同様である。
 - イ パーカッション、ピアノなど複数の人が触れる楽器やスコアなどは消毒ができないため、取り扱ったあと手洗いを行うまでは顔（目鼻口）に触れないようにする。
- (6) リード・スワブを置くトレイ、ミュート、楽器のスタンドについてはなるべく共用は控える。他の人が使用する場合は消毒する。
- (7) 管楽器の取り扱いについては、水分等の飛沫が飛び散らないような扱いを心がけるようにする。
- (8) 金管楽器の水分処理については、ひとり1枚の水分吸収シートを使用する（団が準備を行う）。
- (9) 30分ごとを目安にドアや窓を解放しての換気を行う。換気についての明確な指針が施設にある場合はそれに従う。
- (10) その他、感染するような行動を避けるようにする。

5. 団員の感染が疑われる、または感染した場合

- (1) 感染が疑われる症状が生じた場合の該当者・幹部内の対応
 - ア 該当者は団長あてに異常を報告し、幹部内で即座に共有する。また団長は後述する団内の情報共有に関して該当者に同意を取る。
 - イ 該当者は医療機関や保健所、もしくは各自治体の窓口にご相談し結果を団長に報告する。
 - ウ 該当者の個人情報については、幹部内まで公開し団員全体には秘匿する。幹部は個人情報が漏れないよう情報管理は徹底する。
 - (2) その他団員への対応
 - ア 感染が疑われる団員が発生したことを団長は全団員に必ず報告する。
 - イ 団長は保健所等の指示に従い、発症2日前以内に練習が行われた場合は
 - A. 検査の結果陰性だった
 - B. 検査の結果が陽性で、団員が濃厚接触者に該当する
 - C. 検査結果が陽性だが、濃厚接触者に該当しない場合
 - D. 医療機関等が検査の必要がないと判断した
- の4パターンのうちどれに該当するかを状況が判明し次第報告する。
- なお、発症2日前以前に練習が行われた場合は団内に情報を公開するが活動は続行する。また、あまりにも日数が経過していた場合は情報を公開しないこともある。

第3 演奏会当日における方針

2021年7月頃公開予定

《附則》

(1) 本ガイドラインは2021年4月1日をもって発効。